

令和5年度「テールゲートリフター特別教育」の追加開催について

(公社)和歌山県労働基準協会

貨物自動車での荷役作業時等の墜落、転落などの労働災害を防止するための安全対策の強化を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正され、昇降設備の設置、保護帽の着用義務の範囲拡大、運転位置から離れる場合の措置の適用除外、そして、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となり義務化されました。

(2024年2月1日施行) また、この改正は、運送事業者だけではなく、貨物自動車への荷役作業を行なうすべての事業者が対象となります。

については、本特別教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非ご受講ください。

記

- 1 日 時 A日程 令和6年1月11日(木)
- 2 場 所 (公社)和歌山県労働基準協会 研修室
- 3 時 間 9時00分～16時40分(学科及び実技:6時間)
- 4 講習科目
 - ・テールゲートリフターに関する知識
 - ・テールゲートリフターによる作業に関する知識
 - ・関係法令
 - ・テールゲートリフターの操作の方法<実技>(※実技では、保護帽を着用しますので持ってこられる方はご持参ください)
- 5 定 員 80名
- 6 受講料 会 員 11,990円(受講料11,000円、テキスト代990円)
非会員 14,190円(受講料13,200円、テキスト代990円)
(受講料、テキスト代とも税込)
- 7 受講手続 受講申込書(特別教育等共通申込書)にてお申込み下さい。
(申込書は、当協会ホームページからダウンロードできます。)
〒641-0036 和歌山市西浜1014番地27
公益社団法人 和歌山県労働基準協
TEL 073-446-7000 Fax 073-447-9313
◇振込の場合は下記口座へお願いします。
紀陽銀行 本店営業部 (普) 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会